

● 第3部＝年金制度改革の視点

年金と女性——第三号被保険者をめぐる課題を中心に

永瀬伸子

はじめに

一〇〇四年の年金法改革について女性と年金の評価をするというのが本稿に与えられた役割である。私は二〇〇〇年七月から一七回の議論を重ねた「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」（以後、「女性と年金検討会」と呼ぶ）に委員として参加したが、この検討会は毎回大勢の傍聴者がつめかけ、これまで経験したことのない熱気をひしひしと傍聴席から感じた。それは社会的保護の制度にどう女性を位置づけるかというエポック的課題を扱っていたから、今では考えている。公的年金制度は、高齢期の経済保障のための人為的な制度である。だからどのような負担と給付が日本社会の常識に合致する

のか、つまり第一に高齢期の経済保障として妥当か、第二に正しいインセンティブづけにおいて持続可能か、具体的には現役世代に対して就業や次世代育成といった制度維持を可能とする活動と年金権が一定のリンクを持つか、第三に国民が公平と思いこれを支持するか、という三つの視点が重要と考える。また具体的にはどのように変更すれば、若い世代の家族形成や価値観変化に対応でき、かつ現行制度どつねぐことが可能か、という点も、実行可能性という点で、重要な視点と考える。

問題を年金制度の中だけで解決しようとしても解答は得られない。しかし年金も社会の変化の方向に沿う改革が必要であり、社会保障全体の形をかえていくべきである。四是今後の制度が持つべき特徴について私の意見を述べたい。

一 女性と年金のおよび 第三号被保険者問題

社会保険としての年金は、就業収入にリンクして保険料を賦課し給付することで、現役収入の一定の代替率で年金給付をする。しかし女性の多くは無償労働に従事している。それ故に、支払った社会保険料と比例する形で年金を給付すれば、女性の年金はひどく低い無年金となる。そこで女性に対する社会的な配慮がどの国にも何

らかの形で入っている。また国民が妥当と考えるルールは文化によって異なる。しかし年金も社会の変化とともに変わっても、夫の死後は「遺族年金」を給付した。しかし高齢期の貧困が女性に多い実態、働く（がどちらかといえばパートや低賃金が多い）女性の増加、また離婚やシングルの増加によって、ルール変更が迫られている。さらに賦課方式の年金は次世代育成に大きく依存するが、年金給付を収入比例とすると、次にリンクして保険料は、無償労働提供者は、世代育成に携わる無償労働提供者は、そのことゆえにむしろ低い年金しか得られなくなる。この不公平は、選択的に子どもを持たない者が増える中でより意識されるようになり、少子化を経験する国ほど修正を迫られている。

